

「統合型リゾート（IR）推進法案」に関する意見書（案）

第192回国会において審議されている、議員提出の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「統合型リゾート（IR）推進法案」）は、カジノや大型会議場、ホテル等が一体となった統合型リゾート（IR）の整備推進を政府に促す法案である。同法案は、刑法により厳しく禁じられている民間賭博を解禁し、カジノ施設の整備を推進しようとするものであり、許されるものではない。

カジノ施設の整備推進は、暴力団の関与、マネーロンダリング、周辺地域の治安の悪化、ギャンブル依存症の拡大、青少年への悪影響等をもたらし、これらに対する様々な対策を講ずるためには、ばくだいな社会的費用を必要とする。

また、IR施設の破たん等は、米国のアトランティックシティや韓国のカンウォンランド、マカオなど世界各地で起きており、経済効果は希薄である。

さらに、ギャンブル依存症の拡大は深刻な問題である。我が国には、約536万人のギャンブル依存者が存在すると推定されている。カジノ施設の整備推進は、新たな依存者を生み出すことになるため、許されるものではない。

加えて、賭博には敗者が存在する。平成26年に日本弁護士連合会が実施した「破産事件及び個人再生事件記録調査」によると、ギャンブルが原因とみられる破産者は全体の4%程度に上る。カジノ施設の整備推進は、多重債務者を生み出す要因になり、官民一体で実施している多重債務者対策にも逆行する。

カジノを中核とした統合型リゾート（IR）を、「成長戦略」の目玉とすることは、あぶく銭を当てにした退廃的な経済政策である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、本法案を成立させないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛て